

(令和8年6月15日提出)

令和8年6月議会定例会議案

新 潟 市

令和8年6月議会定例会議案

目 次

議案第44号	令和8年度新潟市一般会計補正予算	1
議案第45号	令和8年度新潟市下水道事業会計補正予算	8
議案第46号	令和8年度新潟市病院事業会計補正予算	10
議案第47号	新潟市市税条例の一部改正について	11
議案第48号	新潟市立中学校条例の一部改正について	19
議案第49号	新潟市児童館条例の一部改正について	20
議案第50号	新潟市ひまわりクラブ条例の一部改正について	22
議案第51号	新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について	24
議案第52号	新潟市斎場条例の一部改正について	42
議案第53号	新潟市景観条例の一部改正について	43
議案第54号	新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	46
議案第55号	新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について	51
議案第56号	地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	52
議案第57号	住居表示に関する法律第3条第1項の規定による本市における実施区域及び当該区域における住居表示の方法について	53
議案第58号	損害賠償の額の決定について	55
議案第59号	損害賠償の額の決定について	56
議案第60号	訴えの提起について	57
議案第61号	和解について	58
議案第62号	固定資産評価員の選任について	60

議案第 6 3 号	財産の取得について	6 1
議案第 6 4 号	財産の取得について	6 2
議案第 6 5 号	財産の取得について	6 3
議案第 6 6 号	契約の締結について	6 4
議案第 6 7 号	契約の締結について	6 5
議案第 6 8 号	契約の締結について	6 6
諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	6 7
報告第 1 号	継続費繰越計算書の報告について	6 8
報告第 2 号	繰越明許費繰越計算書の報告について	7 0
報告第 3 号	事故繰越繰越計算書の報告について	7 6
報告第 4 号	予算繰越計算書の報告について	7 8

議案第 4 4 号

令和 8 年度新潟市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 8 年度新潟市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 3 5, 5 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 4 3, 3 7 5, 5 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加、変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 8 年 6 月 1 5 日提出

新潟市長 中原 八一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 国庫支出金		83,988,118	140,482	84,128,600
	2 国庫補助金	19,263,983	115,582	19,379,565
	3 委託金	403,662	24,900	428,562
20 県支出金		26,546,901	116,616	26,663,517
	2 県補助金	8,156,094	116,616	8,272,710
23 繰入金		1,900,827	405,602	2,306,429
	2 基金繰入金	1,627,912	405,602	2,033,514
26 市債		31,491,000	172,800	31,663,800
	1 市債	31,491,000	172,800	31,663,800
歳 入	合 計	442,540,000	835,500	443,375,500

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		47,539,669	223,000	47,762,669
	1 総務管理費	41,372,615	130,000	41,502,615
	2 徴税費	3,942,027	93,000	4,035,027
3 民生費		146,254,162	149,100	146,403,262
	2 児童福祉費	57,500,777	12,000	57,512,777
	5 老人福祉費	29,503,796	112,200	29,615,996
	6 国民年金費	310,992	24,900	335,892
6 農林水産業費		6,018,678	231,000	6,249,678
	3 水産業費	263,543	231,000	494,543
9 消防費		11,813,390	25,000	11,838,390
	1 消防費	11,813,390	25,000	11,838,390
10 教育費		65,977,260	207,400	66,184,660
	1 教育総務費	9,944,641	207,400	10,152,041
歳 出	合 計	442,540,000	835,500	443,375,500

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	3 水産業費	漁港整備事業	231,000
10 教育費	1 教育総務費	教育ネットワーク更新事業	86,000
		スクールバス購入費	23,400

第3表 債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
新潟駅西線道路整備事業（通信設備移転負担金）	令和 9年度から 令和10年度まで	180,000
教育ネットワーク更新事業	令和 9年度	213,000

第4表 地方債補正

1 追加

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
老人福祉施設整備事業費	26,400	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。)	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合で、政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により、毎年度1期又は2期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。

2 変更

(単位 千円)

起債の目的	前				後			
	補 限度額	起債 の方法	利 率	償 還の方法	補 限度額	起債 の方法	利 率	償 還の方法
漁港整備事業費	48,100	普通 貸借	年5.0%以内 (ただし、	借り入れの年から据置 期間を含み30年以内に	152,000	普通 貸借	年5.0%以内 (ただし、	借り入れの年から据置 期間を含み30年以内に
消防施設整備事業費	903,800	又は 債券	利率見直し 方式で借り	元利均等又は元金均等 若しくは不均等の方法	928,800	又は 債券	利率見直し 方式で借り	元利均等又は元金均等 若しくは不均等の方法
小学校整備事業費	210,600	発行 (他 の地 方公 共団 融機 構資 金 につ いて 利 率の 見直 し後 を行 った 後 にお いて は、 当該 見直 し後 の利 率)	入れる場合 で、政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について利 率の見直し を行った後 においては 、当該見直 し後の利率	により、毎年度1期又 は2期に償還する。た だし、財政の都合によ り据置期間中であつて も繰上償還し、償還年 限を短縮し、又は低利 債に借り換えることが できる。	228,100	発行 (他 の地 方公 共団 融機 構資 金 につ いて 利 率の 見直 し後 を行 った 後 にお いて は、 当該 見直 し後 の利 率)	入れる場合 で、政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 について利 率の見直し を行った後 においては 、当該見直 し後の利率	により、毎年度1期又 は2期に償還する。た だし、財政の都合によ り据置期間中であつて も繰上償還し、償還年 限を短縮し、又は低利 債に借り換えることが できる。

議案第 4 5 号

令和 8 年度新潟市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 令和 8 年度新潟市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 令和 8 年度新潟市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。なお、営業費用中管渠費、ポンプ場費、処理場費 4, 5 6 3, 0 6 7 千円の財源に充てるため、企業債 2 6 4, 6 0 0 千円を借り入れる。

支 出

（単位 千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 事業費	31, 802, 797	264, 600	32, 067, 397
第 1 項 営業費用	27, 899, 777	264, 600	28, 164, 377

(債務負担行為)

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を、次のとおり補正する。

(追加)

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
松浜雨水ポンプ場 調整池機械電気設備工事	令和9年度	190,000
松浜雨水ポンプ場 流入渠布設工事	令和9年度	290,000
中部下水処理場 水処理施設監視制御設備工事	令和9年度から 令和11年度まで	2,200,000

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた下水道事業に係る企業債について、その限度額を次のように改める。

(単位 千円)

起債の目的	補正前	補正後
下水道事業	22,588,200	22,852,800

令和8年6月15日提出

新潟市長 中原 八一

議案第46号

令和8年度新潟市病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和8年度新潟市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和8年度新潟市病院事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（単位 千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 市民病院事業収益	31,155,346	10,376	31,165,722
第2項 医業外収益	3,987,186	10,376	3,997,562

支 出

（単位 千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 市民病院事業費用	32,058,956	10,376	32,069,332
第1項 医業費用	31,564,344	10,376	31,574,720

令和8年6月15日提出

新潟市長 中原 八一

議案第 47 号

新潟市市税条例の一部改正について

新潟市市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 15 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市市税条例の一部を改正する条例

新潟市市税条例（昭和 37 年新潟市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条中「市税に係る」を削る。

第 23 条の 4 第 2 項中「附則第 5 条の 6 第 2 項」を「附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項」に改める。

第 28 条第 1 項ただし書中「及び第 29 条の 3 第 1 項」を「並びに第 29 条の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号」に改める。

第 29 条の 2 第 1 項第 2 号中「除き、」を「除く。次条第 1 項第 2 号において同じ。）」に改め、「。次条第 1 項において同じ」を削り、同条第 5 項中「次条第 4 項」を「次条第 5 項」に改める。

第 29 条の 3 第 1 項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、法施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受け

るものを除く。)の支払を受ける第11条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第3号において同じ。)(退職手当等(第45条に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第11条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障がい者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第29条の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひ

とり親に該当する場合にはその旨

- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他法施行規則で定める事項

第59条中「額が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

附則第4条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第5条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第5条の4中「又は附則第17条の4第1項」を「、附則第17条の3第1項又は附則第17条の4第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第8条の2中第17項を第20項とし、第12項から第16項までを3項ずつ繰り下げ、第11項を第12項とし、同項の次に次の2項を加える。

13 法附則第15条第24項第2号に規定する設備について同号の条例で定める割合は、
5分の3とする。

14 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、
3分の2とする。

附則第8条の2中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号の条例で定める割合は、
3分の1とする。

附則第16条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第17条の3から第17条の3の5までを次のように改める。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第17条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第18条第1項及び第2項並びに第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の4に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1） 第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第17条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第23条の3から第24条まで、第24条の2第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項の規定の適用については、第23条の3中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の4第1項前段、第24条、第24条の3第1項、附則第5条第1項及び附則第5条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第23条の4第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第17条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第17条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第3条の3の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第17条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次号から第5号までに掲げる規定以外の規定 公布の日

(2) 第28条第1項ただし書、第29条の2及び第29条の3の改正規定並びに附則第4条の改正規定及び附則第5条の3第1項の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 令和9年1月1日

(3) 第59条の改正規定及び附則第3条の規定 令和9年4月1日

(4) 第23条の4第2項の改正規定並びに附則第5条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）及び附則第16条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(5) 附則第5条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第17条の3から第17条の3の5までの改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の新潟市市税条例（以下「新条例」という。）第29条の3第1項及び第2項の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第29条の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の新潟市市税条例第29条の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例附則第5条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条

第6項に規定する認定住宅等（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 新条例附則第5条の4の規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第5項において「5号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、5号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第16条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第4号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第16条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第17条の3の規定は、5号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例第59条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の

一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条第 2 5 項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第 48 号

新潟市立中学校条例の一部改正について

新潟市立中学校条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 15 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市立中学校条例の一部を改正する条例

新潟市立中学校条例（昭和 39 年新潟市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

新潟市立新星中学校

新潟市中央区沼垂東 6 丁目 1 1 番 1 号

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 49 号

新潟市児童館条例の一部改正について

新潟市児童館条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 15 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市児童館条例の一部を改正する条例

新潟市児童館条例（昭和 39 年新潟市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 2 項の表に次のように加える。

秋葉区児童館	新潟市秋葉区程島 1979 番地 4
--------	--------------------

第 2 条に次の 1 項を加える。

4 市長は、第 1 項の利用に支障のない範囲において、秋葉区児童館を新潟市地域保健福祉センター条例（平成 9 年新潟市条例第 40 号）第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる事業に使用することができる。

第 4 条 亀田東児童館及び岩室地域児童館の項中「及び岩室地域児童館」を「、岩室地域児童館及び秋葉区児童館」に改める。

第 5 条に次の 1 号を加える。

(6) 秋葉区児童館 午後 1 時から午後 7 時まで。ただし、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 61 条に規定する休業日は、午前 9 時から午後 7 時まで。

第 14 条に次の 1 号を加える。

(10) 秋葉区児童館

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して 4 月を超えない範囲内において規則で定める日か

ら施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項及び第3項の規定 公布の日

(2) 第14条に1号を加える改正規定 令和9年4月1日

(準備行為)

2 秋葉区児童館の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の新潟市児童館条例の規定の例により行うことができる。

(新潟市地域保健福祉センター条例の一部改正)

3 新潟市地域保健福祉センター条例（平成9年新潟市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第2項中「以下（新津センター）という。」を「（以下「新津センター」という。）」に改める。

別表第2秋葉区新津健康センターの項施設の欄中「、機能訓練室」及び「、母子保健室」を削る。

議案第 50 号

新潟市ひまわりクラブ条例の一部改正について

新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 15 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市ひまわりクラブ条例の一部を改正する条例

新潟市ひまわりクラブ条例（平成 5 年新潟市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

別表秋葉区の項中

「

矢代田ひまわりクラブ

新潟市秋葉区矢代田 5 5 9 6 番地

」

を

「

矢代田ひまわりクラブ

新潟市秋葉区矢代田 5 5 9 6 番地

小合東ひまわりクラブ

新潟市秋葉区小戸上組 2 3 4 番地

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 小合東ひまわりクラブの入会の許可及び許可の取消し、退会の届出、利用料の免除、指定管理者の指定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前に

においても、改正後の新潟市ひまわりクラブ条例の規定の例により行うことができる。

議案第 5 1 号

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部改正について

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 1 5 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 4 年新潟市条例第 7 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 6 条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（第 6 7 条第 1 5 項に規定する心理担当職員をいう。）又は障がい児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障がい児の療育の指導を行う業務に 5 年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1 人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（附則第 2 条、第 5 条又は第 6 条の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第 2 条中「1 人に限って」を「1 人に限り」に改め、同条ただし書中「保育士」の次に「（同条第 1 項に規定する保育士をいい、同条第 3 項、附則第 5 条又は第 6 条の規定により保育士とみなされる者及び第 4 6 条第 3 項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）」を加える。

附則第 7 条中「法第 1 8 条の 1 8 第 1 項の登録を受けた者」を「第 4 6 条第 1 項に規

定する保育士」に、「児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）附則第2項」を「同条第3項、附則第2条」に改め、「保育士の数（」を削り、「ものをいう。）」を「保育士の数」に改め、附則に次の1条を加える。

第8条 第46条第3項及び附則第2条の規定により特定理学療法士等及び同条に規定する看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（第46条第3項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正）

第2条 新潟市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年新潟市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号を次のように改める。

（6） 満3歳未満等小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業を除く。）をいう。

第2条第6号の次に次の1号を加える。

（6）の2 満3歳以上限定小規模保育事業 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業（同項第3号に掲げる事業に限る。）をいう。

第2条第11号の次に次の3号を加える。

（11）の2 教育認定子ども 法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。

（11）の3 満3歳以上保育認定子ども 法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。

（11）の4 保育認定子ども 法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。

第6条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ど

も又は満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第4項中「選考方法」の次に「又は前項に規定する選考の方法」を加える。

第7条第2項中「法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第13条第4項第3号イ（ア）中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ（イ）中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第20条第7号中「第6条第2項及び第3項に規定する選考方法」を「第6条第2項に規定する選考方法及び同条第3項に規定する選考の方法」に改める。

第22条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第25条中「幼稚園」を「学校教育法第1条に規定する幼稚園」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」に改める。

第36条第1項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当す

る教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」に改める。

第37条第1項中「第28条」を「第27条」に、「第31条」を「第27条」に、「第33条」を「第27条」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2) 事業所内保育事業 法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

第37条に次の1項を加える。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第39条第2項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」を、「この章」の次に「（第43条第1項を除く。）」を加え、同条第3項及び第4項を次のように改める。

3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事

業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

4 前2項の特定地域型保育事業者は、前2項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。

第39条に次の1項を加える。

5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

第40条第2項及び第41条中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第3号中「当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供」を「当該特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）の提供」に、「他の小学校就学前子ども」を「その他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」に改め、同条第7項中「限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加え、「行う者」を「行う施設又は事業所」に改め、同条中第11項を第12項とし、第8項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第7項の次に次の1項を加える。

8 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求める

ことを要しない。

第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加える。

第46条第7号中「第39条第2項に規定する選考方法」を「第39条第2項及び第3項に規定する選考の方法」に改める。

第47条第1項及び第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第48条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第49条第2項中「満3歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第50条中「満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、「、第12条の見出し中「特定教育・保育」とあるのは「特定地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と」を削り、「同条第1項」を「第14条第1項」に、「読み替える」を「、第25条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」とあるのは「各号」と読み替える」に改める。

第51条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「教育認定子ども」に、「次条第1項」を「第52条第1項」に、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第3項中「いう。次条第3項」の次に「及び第52条第3項」を加え、「第40条第2項」を「第37条第3項、第39条

第3項及び第40条第2項」に、「含む。次条第3項」を「含む。第52条第3項」に改め、同項後段中「この章」の次に「(第43条第1項を除く。)」を加え、「同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」を「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)」に改め、「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」を加え、「法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」を「教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第51条の2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章(第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで(第

10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。)の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子どもの」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号アからウまでに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。

第52条第1項中「特定地域型保育事業者」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に改め、同条第2項中「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「前条第1項」を「第51条第1項」に、「法第19条第1号に掲げ

る小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第3項中「第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳以上保育認定子ども」に、「令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満3歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

（新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第3条 新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年新潟市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「35人」を「30人」に改める。

第5条第1項中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、同条第3項の備考1中「指導保育教諭」の次に「、主務保育教諭」を加え、備考に次のように加える。

5 備考1に定める者については、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障がい児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障がい児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、備考1に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第5条第5項第2号中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附則第6条中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附則第8条第1項中「第5条第3項の表備考1に定める者による支援」を「同表備考1に定める者による支援」に改める。

附則第9条中「前3条の規定」を「第5条第3項の表備考5及び前3条の規定」に、「小学校教諭等免許状所持者」を「特定理学療法士等、小学校教諭等免許状所持者」に改める。

附則第9条の次に次の1条を加える。

第10条 第5条第3項の表備考5及び附則第8条の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって同表備考1に定める者（同表備考5ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第4条 新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年新潟市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第2条中「場合」の次に「若しくは同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第6条第1項中「次に掲げる事項」の次に「（法第6条の3第10項第3号に掲げる事業（以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては第1号及び第2号に掲げる事項）」を加え、同項第3号中「当該家庭的保育事業者等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。）」を加え、同条第7項各号列記以外の部分中「に限る。）」の次に「又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第18条第6号中「利用定員」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業者にあつて

は、満3歳以上の幼児の利用定員)」を加える。

第27条中「小規模保育事業B型」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を、「小規模保育事業C型」の次に「(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を加える。

第29条第2項第3号中「第6条の3第10項第2号」の次に「又は第3号」を加え、同条第3項中「准看護師」の次に「(以下「看護師等」という。)」を加え、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。))若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障がい児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障がい児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第48条中「と、同条第4号中「次号」とあるのは「第48条において準用する第28条第5号」と読み替えるものとする」を「とする。」に改める。

附則第3条中「特例保育所型事業所内保育事業者」を「満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者」に改める。

附則第6条中「家庭的保育事業等」の次に「（満3歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

附則第9条中「法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、」を削り、「第29条第3項」の次に「若しくは第4項」を、「第44条第3項」の次に「若しくは第4項」を加え、「保育士の数（前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項の規定により算定されるものをいう。）」を「前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項の規定により算定される保育士の数」に改める。

（新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例の一部改正）

第5条 新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例（平成30年新潟市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「35人」を「30人」に改める。

第5条に次の1項を加える。

5 第1項、第2項及び前項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者については、1人に限って、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を

修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障がい児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障がい児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)をもって代えることができる。ただし、当該特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならず、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第11条第3項中「幼稚園若しくは保育所の長の経験年数が3年以上である者又は幼稚園若しくは保育所等における実務の経験年数が10年以上である者(幼稚園又は保育所等の管理及び運営に従事した経験年数が3年以上の者に限る。)」を「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同項に次の3号を加える。

- (1) 幼稚園又は保育所の長の経験年数が3年以上である者
- (2) 幼稚園又は保育所等における実務の経験年数が10年以上である者(幼稚園又は保育所等の管理及び運営に従事した経験年数が3年以上の者に限る。)
- (3) 当該認定こども園を適切に管理及び運営する能力を有する者であって、当該認定こども園の園長の任命権者又は当該認定こども園の設置者が前2号のいずれかに掲げる者と同等の資質を有すると認める者(当該認定こども園の運営上特に必要がある場合に限る。)

附則第4項中「主幹養護教諭」の次に「、主務養護教諭」を加える。

附則第8項の表中

「

附則第4項	第5条第1項及び第4項(ただし書の規定を適用する場合を除く。)の	幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは
-------	----------------------------------	----------------------

を

	規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	養護教諭の普通免許状を有する者
--	----------------------------	-----------------

」

「

第5条第5項	第5条第1項の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	特定理学療法士等
附則第4項	第5条第1項及び第4項（ただし書の規定を適用する場合を除く。）の規定により置かなければならない保育士の資格を有する者	幼稚園の教員免許状又は小学校教諭若しくは養護教諭の普通免許状を有する者

に

」

改め、附則に次の1項を加える。

- 9 第5条第5項及び附則第7項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者（第5条第5項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

（新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第6条 新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

（令和6年新潟市条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「第46条第2項の規定」の次に「（満3歳以上満4歳に満たない幼児に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加える。

附則第5項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「第2項の規定」の次に「（満3歳以上満4歳未満の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）」を加え、同項を附則第8項とし、同項の次に次の1項を加える。

9 当分の間、第4条の規定による改正後の新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例第4条第1項及び第2項の規定（満4歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、第4条の規定による改正前の新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例第4条第1項及び第2項の規定（満4歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附則第4項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「第47条第2項の規定」の次に「（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加え、同項を附則第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 当分の間、第3条の規定による改正後の新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、第3条の規定による改正前の新潟市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附則第3項中「第5条第3項の規定」の次に「（満4歳以上の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）」を加え、同項を附則第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 令和10年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第5条第3項の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第5条第3項の規定（満3歳以上満4歳未満の園児の教育及び保育に直接従事する職員の数に関する基準に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附則第2項の次に次の1項を加える。

3 当分の間、第1条の規定による改正後の新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第46条第2項の規定（満4歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の新潟市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第46条第2項の規定（満4歳以上の幼児に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における1学級の園児数については、第3条による改正後の新潟市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第4条第2項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

3 この条例の施行の際現に存する認定こども園における1学級の園児数については、第

5条による改正後の新潟市認定こども園の認定要件等に関する条例第4条第3項の規定にかかわらず、令和14年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

議案第 5 2 号

新潟市斎場条例の一部改正について

新潟市斎場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 1 5 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市斎場条例の一部を改正する条例

新潟市斎場条例（平成 7 年新潟市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「式場等」を「式場」に改め、「及び新潟市巻斎場」を削る。

第 1 3 条中「及び新潟市白根斎場」を「、新潟市白根斎場及び新潟市巻斎場」に改める。

別表休憩室の項を削り、同表中備考 5 及び備考 6 を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から起算して 1 年 8 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 新潟市巻斎場の指定管理者の指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、この条例による改正後の新潟市斎場条例の規定の例により行うことができる。

議案第 5 3 号

新潟市景観条例の一部改正について

新潟市景観条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 1 5 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市景観条例の一部を改正する条例

新潟市景観条例（平成 1 9 年新潟市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 4 項中「いう。）」の次に「及び新潟市景観計画に定める特別区域のうち古町花街地区（以下「古町花街地区」という。）」を加える。

第 8 条に次の 2 項を加える。

4 古町花街地区の新道ゾーンにおける法第 1 6 条第 7 項第 1 1 号に規定する条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に該当しないもの
- (2) 建築物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更であって、当該変更部分が特定屋内広告物のみに係るもの
- (3) 工作物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に該当しないもの
- (4) 工作物の建設等で、景観形成上支障がないと市長が認める行為
- (5) 道路から見える木竹の植栽又は伐採で、景観形成上支障がないと市長が認める行為
- (6) 法第 1 6 条第 1 項第 3 号に掲げる行為

5 古町花街地区の東堀・西堀・古町通ゾーンにおける法第 1 6 条第 7 項第 1 1 号に規定する条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 建築物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色

彩の変更に該当しないもの

(2) 建築物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更であって、当該変更部分の面積の合計が10平方メートルを超えないもの

(3) 工作物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に該当しないもの

(4) 工作物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更であって、当該変更部分の面積の合計が10平方メートルを超えないもの

(5) 工作物の建設等で、景観形成上支障がないと市長が認める行為

(6) 道路から見える木竹の植栽又は伐採で、景観形成上支障がないと市長が認める行為

(7) 法第16条第1項第3号に掲げる行為

第9条に次の2項を加える。

4 古町花街地区の新道ゾーンにおける法第17条第1項に規定する条例で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転

(2) 建築物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（当該変更部分が特定屋内広告物のみに係るものを除く。）

(3) 工作物の新設、増築、改築又は移転

(4) 工作物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

5 古町花街地区の東堀・西堀・古町通ゾーンにおける法第17条第1項に規定する条例で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 建築物の新築、増築、改築又は移転

(2) 建築物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（当該変更部分の面積の合計が10平方メートルを超えないものを除く。）

(3) 工作物の新設、増築、改築又は移転

(4) 工作物の道路から見える外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（当該変更部分の面積の合計が10平方メートルを超えないものを除く。）

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

議案第 5 4 号

新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 1 5 日 提出

新潟市長 中原 八一

新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 8 年新潟市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 4 3 項を次のように改める。

4 3 新潟都市計画島見研究学園都市地区地区計画区域内においては、建築物は、次の各号の定めるところにより建築してはならない。

(1) 新潟都市計画島見研究学園都市地区地区計画の計画図に表示する A 地区（以下「島見研究学園都市 A 地区」という。）内においては、別表第 2 ア欄第 1 項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。

(2) 新潟都市計画島見研究学園都市地区地区計画の計画図に表示する B 地区（以下「島見研究学園都市 B 地区」という。）内においては、別表第 2 ア欄第 2 項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。

(3) 新潟都市計画島見研究学園都市地区地区計画の計画図に表示する C 地区（以下「島見研究学園都市 C 地区」という。）内においては、別表第 2 ア欄第 3 項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。

別表第 1 島見町地区地区計画の項を次のように改める。

島見研究学園都市地区地区計画	新潟都市計画島見研究学園都市地区地区計画の区域内において地区整備計画が定められている区域
----------------	--

別表第 2 島見町地区地区計画区域の項を次のように改める。

島見研究学園都市地区計画区域	<p>1 島見研究学園都市A地区内に建築することができる建築物</p> <p>(1) 学校</p> <p>(2) 保育所</p> <p>(3) 法別表第2(い)項第3号及び第8号に掲げるもの</p> <p>(4) 建築してはならない建築物のうち、次に掲げる建築物以外の建築物で、市長がこの地区計画の整備、開発及び保全の方針の実現に資すると認めたもの</p> <p>ア 法別表第2(い)項第5号、第7号及び第9号に掲げるもの</p> <p>イ 法別表第2(に)項第3号から第5号までに掲げるもの</p> <p>ウ 法別表第2(ほ)項第2号及び第3号に掲げるもの</p> <p>エ 法別表第2(へ)項第3号及び第5号に掲げるもの</p> <p>オ 法別表第2(り)項第2号及び第3号に掲げるもの</p> <p>カ 法別表第2(か)項に掲げるもの</p> <p>キ 危険物の貯蔵又は処理に供するもの</p> <p>ク 兼用住宅及び併用住宅</p> <p>ケ 事務所</p> <p>コ 店舗又は飲食店で、その床面積の合</p>									
----------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

計が500平方メートルを超えるもの

サ 建築物に附属しない倉庫

シ 畜舎

ス 工場

(5) 前各号の建築物に附属するもの

2 島見研究学園都市B地区内に建築することができる建築物

(1) 学校

(2) 保育所

(3) 法別表第2(い)項第3号及び第8号に掲げるもの

(4) 建築してはならない建築物のうち、次に掲げる建築物以外の建築物で、市長がこの地区計画の整備、開発及び保全の方針の実現に資すると認めたもの

ア 法別表第2(い)項第5号、第7号及び第9号に掲げるもの

イ 法別表第2(に)項第3号から第5号までに掲げるもの

ウ 法別表第2(ほ)項第2号及び第3号に掲げるもの

エ 法別表第2(へ)項第3号に掲げるもの

オ 法別表第2(り)項第2号及び第3号に掲げるもの

カ 法別表第 2 (か) 項に掲げるもの

キ 兼用住宅及び併用住宅

ク 店舗又は飲食店で、その床面積の合計が 500 平方メートルを超えるもの

ケ 畜舎

コ 自動車修理工場

(5) 前各号の建築物に附属するもの

3 島見研究学園都市 C 地区内に建築することができる建築物

(1) 法別表第 2 (い) 項第 8 号に掲げるもの

(2) 建築してはならない建築物のうち、次に掲げる建築物以外の建築物で、市長がこの地区計画の整備、開発及び保全の方針の実現に資すると認めたもの

ア 法別表第 2 (い) 項第 1 号から第 7 号まで及び第 9 号に掲げるもの

イ 法別表第 2 (は) 項第 2 号から第 4 号までに掲げるもの

ウ 法別表第 2 (に) 項第 4 号及び第 5 号に掲げるもの

エ 法別表第 2 (ほ) 項第 2 号及び第 3 号 (床面積 10,000 平方メートルを超えるものに限る。) に掲げるもの

オ 法別表第 2 (へ) 項第 3 号及び第 5

号に掲げるもの

カ 法別表第2(と)項第3号に掲げる
もの

キ 法別表第2(り)項第2号及び第3
号に掲げるもの

ク 法別表第2(ぬ)項第3号に掲げる
もの

ケ 法別表第2(か)項に掲げるもの

コ 危険物の貯蔵又は処理に供するもの

サ 店舗又は飲食店で、その床面積の合
計が3,000平方メートルを超える
もの

シ 建築物に附属しない倉庫

ス 畜舎

セ 自動車修理工場

(3) 前各号の建築物に附属するもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 5 5 号

新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について

新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 1 5 日提出

新潟市長 中原 八一

新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟市民病院職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成 1 9 年新潟市条例第 8 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（給料の調整額）

第 2 条の 2 病院事業の管理者（以下「管理者」という。）は、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件において給与上特殊の考慮を必要とする職にある職員に対して給料の調整を行うことができる。

第 5 条中「病院事業の管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 56 号

**地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
について**

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定するものとする。

令和 8 年 6 月 15 日提出

新潟市長 中原 八一

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(新潟市監査委員条例の一部改正)

第 1 条 新潟市監査委員条例（昭和 39 年新潟市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 3 項」に改める。

(新潟市水道事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部改正)

第 2 条 新潟市水道事業の設置及び経営の基本に関する条例（昭和 41 年新潟市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

(新潟市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 3 条 新潟市病院事業の設置等に関する条例（昭和 45 年新潟市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 9 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。

議案第 57 号

**住居表示に関する法律第 3 条第 1 項の規定による本市における実施区域及び当該
区域における住居表示の方法について**

住居表示に関する法律（昭和 37 年法律第 119 号）第 3 条第 1 項の規定により、本市における実施区域を別図のとおり定め、当該区域における住居表示の方法は街区方式によるものとする。

令和 8 年 6 月 15 日提出

新潟市長 中原 八一

舟戸地区 住居表示実施予定区域図



議案第 58 号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

令和 8 年 6 月 15 日提出

新潟市長 中原 八一

1 事件

新潟市民病院の外来において市内在住者が、治療措置中に乗っていたストレッチャー右側の柵のロックが機能せず、柵が倒れたことによりストレッチャーから転落し、右大腿骨頸部の骨折が生じた医療事故

2 相手方

上記市内在住者の相続人 3 名

3 損害賠償の額

新潟市が支払う損害賠償の額は、4,967,278円とする。

議案第 59 号

損害賠償の額の決定について

次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

令和 8 年 6 月 15 日提出

新潟市長 中原 八一

1 事件

新潟市民病院に入院していた市内在住者が、洗髪介助中に、本来行うべきではない加工のされた洗髪用チェアに仰向けになったことにより、腰部に過度な負担がかかり、第

12 胸椎の圧迫骨折が生じた医療事故

2 相手方

上記市内在住者

3 損害賠償の額

新潟市が支払う損害賠償の額は、4,082,323円とする。

議案第 60 号

訴えの提起について

次のとおり訴えを提起するものとする。

令和 8 年 6 月 15 日提出

新潟市長 中原 八一

1 被告

別表に掲げる者をそれぞれ被告とする。

2 目的

別表の債権名の欄に掲げる債権に基づく支払請求

3 内容

別表の被告の欄に掲げる者に対しそれぞれ同表の債権名の欄に掲げる債権に基づく支払を請求する。

4 その他

本件については、必要に応じ上訴し、和解し、その他必要な措置を行うことができるものとする。

別表

被告	債権名
神奈川県平塚市在住 1 名	母子父子寡婦福祉資金償還金
新潟県新発田市在住 1 名	

議案第61号

和解について

次のとおり裁判上の和解をするものとする。

令和8年6月15日提出

新潟市長 中原 八一

1 事件

亀田東児童館、白根児童センター、味方児童館、白根北児童館及び白根南児童館の指定管理料に係る消費税及び地方消費税相当額の返還請求についての新潟地方裁判所令和5年（ワ）第204号不当利得返還請求事件に関する和解

2 当事者

甲 新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市

代表者 新潟市長 中原 八一

乙 東京都豊島区東池袋1丁目44番3号池袋ISPタマビル

労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

代表者 代表理事 藤田 徹

3 和解条項

(1) 乙は、甲に対し、和解金として32,773,832円を支払う義務があることを認める。

(2) 乙は、甲に対し、前号の金員を、令和8年8月3日限り、甲が発行する納付書により支払う。支払に要する手数料は乙の負担とする。

(3) 乙が前号の支払いを怠ったときは、乙は甲に対し、第1号の金員から第2号の既払金を控除した残額及び令和8年8月4日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を直ちに支払う。

(4) 甲は、乙が指定管理者となっている事業の運営（新潟市秋葉区新津健康センター及び新潟市新津育ちの森施設の管理に関する令和4年4月1日付け基本協定。協定終了日：令和9年3月31日）並びに今後（乙の指定管理者申請資格喪失期間を除く。）の甲による事業者の選定において、本件を理由に乙に対し不利益な取扱いをしない。

(5) 甲は、乙に対するその余の請求を放棄する。

(6) 甲及び乙は、甲と乙の間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(7) 訴訟費用は、各自の負担とする。

議案第 6 2 号

固定資産評価員の選任について

次の者を固定資産評価員に選任したいので、議会の同意を得たい。

令和 8 年 6 月 1 5 日提出

新潟市長 中原 八一

石崎 浩

議案第63号

財産の取得について

次のとおり財産を買い入れるものとする。

令和8年6月15日提出

新潟市長 中原 八一

財産名	数量	買入金額	買入の相手方
除雪グレーダ（3.7m級）（秋葉区）	1台	38,500,000円	新潟市西区山田2307番地108 日本キャタピラー合同会社 新潟営業所 新潟営業所長 高橋 重喜

議案第 6 4 号

財産の取得について

次のとおり財産を買い入れるものとする。

令和 8 年 6 月 1 5 日提出

新潟市長 中原 八一

財産名	数量	買入金額	買入の相手方
除雪グレーダ（3.7m 級）（西蒲区）	1 台	37,400,000 円	東京都港区白金 1 丁目 1 7 番 3 号 コマツカスタマーサポート株式会社 東京関越カンパニー 社長 砂山 雅彦

議案第 6 5 号

財産の取得について

次のとおり財産を買い入れるものとする。

令和 8 年 6 月 1 5 日提出

新潟市長 中原 八一

財産名	数量	買入金額	買入の相手方
新潟市次期図書館情報システム パソコン・プリンタ等機器	一式	75,240,000 円	新潟市中央区東大通 1 丁目 7 番 1 0 号 東京コンピュータサービス株式会社 新潟支店 支店長 桑原 喜春

議案第 66 号

契約の締結について

次のとおり協定を締結するものとする。

令和 8 年 6 月 15 日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
信越本線越後石山駅 周辺整備事業に伴う 東西自由通路工事の 施行に関する協定	2,138,624,000 円	新潟市中央区花園 1 丁目 1 番 5 号 東日本旅客鉄道株式会社 執行役員 新潟事業本部長 氏森 毅

議案第 67 号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 8 年 6 月 15 日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
西蒲区役所解体工事	354,200,000 円	水倉・小飯田・宮川特定共同企業体 代表者 新潟市西蒲区巻甲 5 4 8 0 番地 株式会社 水倉組 代表取締役社長 水倉 直人 構成員 株式会社 小飯田工業 構成員 株式会社 宮川組

議案第 68 号

契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結するものとする。

令和 8 年 6 月 15 日提出

新潟市長 中原 八一

工事名	契約金額	契約の相手方
歴史博物館空気調和 設備改修工事	434,830,000 円	研冷・興洋特定共同企業体 代表者 新潟市中央区親松 1 3 8 番地 2 1 研冷工業 株式会社 代表取締役 酒井 巳喜雄 構成員 興洋管建 株式会社

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を問う。

令和 8 年 6 月 15 日提出

新潟市長 中原 八一

圓山 修永

大島 研一

須佐 一彦

高橋 治子

齋木 健二

円山 耕司

川崎 左千子

廣川 浩

星野 千恵子

米山 照美

山崎 勉

桑原 栄一

樋口 誠

遠藤 智恵子

相馬 克彦

渡辺 弘行

報告第 1 号

継続費繰越計算書の報告について

地方公営企業法施行令第 18 条の 2 第 1 項の規定に基づき、継続費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 15 日提出

新潟市長 中原 八一

令和7年度 新潟市継続費繰越計算書

(水道事業会計)

(単位 円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込)額	残 額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳				翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	
				予算計上額	前年度繰越額	計				企業債	国庫補助金	出資金	内部留保資金		
1	事業費	1 営業費用	阿賀野川取水塔水管橋補修事業	1,730,520,000	67,320,000		67,320,000	67,320,000					67,320,000		
1	資本的支出	1 建設改良費	巻浄水場施設整備事業	3,797,200,000	617,100,000		617,100,000	2,815,679	614,284,321	614,284,321	242,000,000	108,000,000	144,000,000	120,284,321	
			竹尾配水場施設整備事業	4,969,800,000	5,500,000		5,500,000	1,233,534	4,266,466	4,266,466				4,266,466	
計			10,497,520,000	689,920,000		689,920,000	4,049,213	685,870,787	685,870,787	242,000,000	108,000,000	144,000,000	191,870,787		

(病院事業会計)

(単位 円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和7年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込)額	残 額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳				翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	
				予算計上額	前年度繰越額	計				企業債	国庫補助金	出資金	内部留保資金		
1	資本的支出	1 建設改良費	コージェネレーション設備更新事業	1,708,400,000	512,500,000	682,900,000	1,195,400,000	963,800,000	231,600,000	231,600,000	231,600,000				

報告第 2 号

繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第 1 4 6 条第 2 項の規定に基づき、繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和 8 年 6 月 1 5 日提出

新潟市長 中原 八一

令和7年度 新潟市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2	1	総務管理費							
		市役所旧分館解体事業	626,380,000	626,380,000		120,197,000	465,900,000		40,283,000
		人事・給与システム改修事業	90,700,000	90,700,000					90,700,000
		電子入札システム改修事業	65,600,000	65,600,000				20,214,591	45,385,409
		次期共通基盤へのシステム移行等経費	404,000,000	401,591,000					401,591,000
		旧小須戸新栄町住宅埋設物撤去事業	23,100,000	23,100,000					23,100,000
		次期共通基盤システム構築事業	26,000,000	14,960,000					14,960,000
		サーバアクセスライセンス更新経費	59,000,000	58,884,000					58,884,000
		情報系パソコン調達経費	106,000,000	105,819,000					105,819,000
		西海岸公園等利便性向上事業	5,171,000	5,171,000					5,171,000
		西蒲区役所新庁舎整備事業	48,400,000	45,500,000		11,400,000	11,400,000		22,700,000
		食料品の物価高騰に対する支援金給付事業	2,750,000,000	1,489,474,000		1,203,122,000			286,352,000
		寄居コミュニティハウス解体事業	4,400,000	4,400,000					4,400,000
		旧齋藤氏別邸庭園保存整備事業	2,748,000	2,748,000		1,374,000	1,300,000		74,000
		全国瞬時警報システム(Jアラート)更新事業	12,000,000	12,000,000			10,800,000		1,200,000
		避難環境等整備事業	110,000,000	110,000,000		50,000,000			60,000,000
	白根まち歩き空間整備事業	19,100,000	19,100,000			19,100,000			
2	徴税費	市民税オンラインシステム改修事業	61,900,000	61,900,000				61,900,000	
3	1	社会福祉費							
		住民税非課税世帯水道料金給付金	246,000,000	12,900,000		9,000,000		3,900,000	
	住民税非課税世帯灯油購入費等給付金	545,000,000	140,869,000		93,750,000			47,119,000	
	2	児童福祉費							
		物価高対応子育て応援手当	2,250,000,000	229,518,509		229,518,509			
		市立保育園等下水道接続事業	9,625,000	9,625,000			9,600,000		25,000
		旧葛塚ひまわりクラブ解体事業	38,800,000	38,800,000					38,800,000
旧葛塚東児童館解体事業		33,900,000	33,900,000					33,900,000	
秋葉区児童館設置事業	108,000,000	108,000,000		14,350,000	80,000,000		13,650,000		
山田保育園解体事業	5,300,000	5,300,000					5,300,000		

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
	3 障がい福祉費	障がい福祉システム改修事業	18,000,000	18,000,000					18,000,000	
		旧あすなろ福祉園解体事業	4,000,000	4,000,000					4,000,000	
		障がい福祉施設整備事業	39,150,000	39,150,000		26,100,000	13,000,000		50,000	
	4 生活保護費		平成25年生活扶助基準改定に関する生活保護扶助費追加給付事業	1,600,000,000	1,596,042,000		1,246,042,000			350,000,000
	5 老人福祉費		高齢者福祉システム再構築事業	341,000,000	341,000,000		37,000,000			304,000,000
			グループホーム整備事業	41,500,000	41,500,000		41,500,000			
			地域介護・福祉空間整備等施設整備事業	38,650,000	38,650,000		38,650,000			
	7 災害救助費		液状化被災宅地等復旧支援事業	300,000,000	235,045,000		132,503,000			102,542,000
			液状化等被害住宅建替・購入支援事業	238,000,000	96,096,000					96,096,000
		液状化等被害住宅修繕支援事業	130,000,000	64,728,000					64,728,000	
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業会計出資金	216,000,000	215,000,000			215,000,000			
		巻斎場整備事業	104,283,000	93,783,000			79,600,000		14,183,000	
		検査分析機器更新事業	35,000,000	33,220,000					33,220,000	
		佐潟野鳥観察舎建替事業	33,000,000	33,000,000		14,850,000	16,300,000		1,850,000	
		ゼロカーボン戦略推進事業	30,453,000	30,453,000		30,453,000				
		省エネ・創エネ対応設備導入支援事業	40,000,000	40,000,000		28,000,000			12,000,000	
	2 清掃費		清掃事務所塵芥車購入費	14,500,000	10,489,000			10,400,000		89,000
			清掃センター修繕事業	551,500,000	551,500,000			15,800,000		535,700,000
	5 労働費	1 労働諸費	旧新潟市職業訓練センター解体事業	8,100,000	8,100,000					8,100,000
	6 農林水産業費	1 農業費	元気な農業応援事業	48,000,000	48,000,000		44,000,000			4,000,000
未来へつなぐ地域農業支援事業			1,000,000	1,000,000					1,000,000	
経営体育成支援事業			4,440,000	4,440,000		4,440,000				
化学肥料低減・有機質肥料活用促進事業			15,000,000	15,000,000		10,000,000			5,000,000	
農業生産高度化事業			130,000,000	130,000,000		91,000,000			39,000,000	
畜産飼料価格高騰対策支援事業			10,000,000	10,000,000		7,000,000			3,000,000	
松くい虫防除対策費			69,600,000	69,600,000		48,720,000			20,880,000	
2 農地費			県営土地改良事業費負担金	552,700,000	552,700,000			552,700,000		
			農業水利施設ストックマネジメント事業費補助金	574,000	574,000			500,000		74,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
		農業基盤整備促進事業費補助金	2,000,000	2,000,000			2,000,000		
		農道保全対策事業	27,505,000	27,505,000		13,752,000	13,700,000		53,000
	3	水産業費							
		漁業燃油等高騰対策事業	10,000,000	10,000,000					10,000,000
		漁港整備事業	198,438,000	156,389,910		66,125,000	81,800,000		8,464,910
		漁港施設の管理運営	2,184,000	1,449,480					1,449,480
7	商工費								
	1	商業費							
		西堀地下施設活用検討事業	28,400,000	27,717,081					27,717,081
		生活応援プレミアム付デジタル商品券発行事業	1,200,000,000	1,200,000,000		900,000,000			300,000,000
	2	工業費							
		ブランド力向上・魅力発信サポート事業	80,000,000	80,000,000		56,000,000			24,000,000
		業務効率専門家派遣事業	10,000,000	10,000,000		7,000,000			3,000,000
		生成AIビジネスリサーチ・システム運用事業	12,000,000	12,000,000		8,000,000			4,000,000
		LED照明導入促進補助金	100,000,000	100,000,000		70,000,000			30,000,000
8	土木費								
	2	道路橋りょう費							
		新川遊歩道整備	17,000,000	17,000,000		8,500,000	8,500,000		
		道路橋りょう維持補修事業	698,500,000	408,226,000		219,794,300	188,300,000		131,700
		道路橋りょう事業	4,169,663,000	2,552,081,912		1,156,906,782	1,290,200,000		104,975,130
		国県道の整備	112,293,000	100,292,216		41,147,000	56,100,000	3,000,000	45,216
		私道災害復旧支援事業	82,000,000	82,000,000					82,000,000
		道路新設改良事業	4,515,913,000	4,159,012,407		1,593,603,000	2,380,000,000		185,409,407
		交通安全維持補修事業	1,500,000	1,500,000					1,500,000
	4	都市計画費							
		街区単位の液状化対策事業	280,000,000	272,000,000		136,000,000	76,000,000		60,000,000
		上所駅周辺整備事業	226,000,000	13,052,000		5,839,000	7,100,000		113,000
		連節バス車両更新計画策定事業	30,000,000	30,000,000			20,000,000		10,000,000
		バス利用促進事業	12,000,000	12,000,000		8,000,000			4,000,000
		下水道事業会計繰出金	300,000,000	230,000,000			230,000,000		
		新潟駅周辺整備事業	2,870,226,000	2,387,294,650		1,298,540,000	1,076,600,000		12,154,650
		土地区画整理事業助成金	79,290,000	79,290,000			79,200,000		90,000
	5	公園緑地費							
		公園緑地管理事業	228,563,000	197,881,000		90,754,500	104,000,000		3,126,500
		松くい虫防除事業	2,297,000	2,297,000		1,600,000			697,000
		公園緑地整備事業	221,299,000	180,452,000		87,697,500	87,500,000		5,254,500

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳					
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
		在来線高架下利用促進事業	40,000,000	40,000,000		9,000,000	22,000,000		9,000,000	
	6	都市排水応急対策費	61,555,000	36,811,980				33,500,000		3,311,980
	7	建築費	56,800,000	55,300,000				51,800,000		3,500,000
9	消防費	1	消防費	29,000,000	29,000,000					29,000,000
			南消防署大規模改修事業	143,140,000	143,140,000			143,100,000		40,000
			防火水槽設置事業	20,800,000	20,800,000			20,800,000		
			小型動力ポンプ積載車整備事業	14,232,000	14,028,000			13,900,000		128,000
			鳥屋野潟南西部駐車場舗装改修事業	8,800,000	8,800,000			8,800,000		
10	教育費	1	教育総務費	130,700,000	130,213,710					130,213,710
			通学車両整備事業	33,602,000	32,083,000			31,700,000		383,000
	2	小学校費	学校改修事業	5,719,300,000	5,621,300,000		974,600,000	4,646,700,000		
	3	中学校費	学校改修事業	1,982,500,000	1,948,700,000		337,600,000	1,611,100,000		
			夜間中学整備事業	24,400,000	24,400,000		9,400,000	15,000,000		
	4	高等学校費	学校改修事業	41,200,000	41,200,000			41,200,000		
	5	幼稚園費	学校改修事業	34,800,000	34,800,000			34,800,000		
	7	生涯学習費	岩室地区公民館アスベスト除去工事	24,000,000	24,000,000			22,800,000		1,200,000
	8	保健給食費	学校給食センター施設修繕事業	24,000,000	24,000,000			18,000,000		6,000,000
			学校給食センター空調設備整備事業	144,400,000	144,400,000		11,300,000	133,100,000		
11	災害復旧費	1	公共土木施設災害復旧費	2,130,000,000	1,925,116,203		892,523,507	1,032,500,000		92,696
		2	その他施設災害復旧費	5,000,000	5,000,000			5,000,000		
		計		38,450,874,000	30,691,843,058		11,536,652,098	15,088,200,000	23,214,591	4,043,776,369

(中央卸売市場事業会計)

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
1	中央卸売市場費	1 市場費	電話交換設備更新事業	94,000,000	94,000,000			94,000,000	
計			94,000,000	94,000,000			94,000,000		

(と畜場事業会計)

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
1	と畜場費	1 と畜場費	食肉センター施設設備改修事業	70,000,000	70,000,000		70,000,000		
計			70,000,000	70,000,000		70,000,000			

(介護保険事業会計)

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
1	総務費	1 総務管理費	介護テクノロジー導入補助金	30,000,000	30,000,000				30,000,000
			介護保険事業所システム新規構築事業	210,000,000	99,319,000	30,448,000	61,900,000		6,971,000
計			240,000,000	129,319,000	30,448,000	61,900,000		36,971,000	

報告第3号

事故繰越繰越計算書の報告について

地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、事故繰越繰越計算書を次のとおり報告する。

令和8年6月15日提出

新潟市長 中原 八一

令和7年度 新潟市事故繰越繰越計算書

(一般会計)

(単位 円)

款	項	事業名	支出負担行為額	左の内訳		支出負担行為予定額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
				支出済額	支出未済額			既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
									国県支出金	地方債	その他	
3	民生費 7 災害救助費	被災家屋等の解体・撤去事業	3,399,470,044	3,353,025,044	46,445,000		46,445,000		19,142,000	27,300,000		3,000
		被災住宅応急修理事業	849,141,849	664,498,849	184,643,000		184,643,000		184,643,000			
		液状化等被害住宅修繕支援事業	791,347,605	553,852,605	237,495,000		237,495,000					237,495,000
8	土木費 2 道路橋りょう費	私道災害復旧支援事業	439,427,229	334,581,829	104,845,400		104,845,400					104,845,400
計			5,479,386,727	4,905,958,327	573,428,400		573,428,400		203,785,000	27,300,000		342,343,400

報告第4号

予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づき、予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和8年6月15日提出

新潟市長 中原 八一

令和7年度 新潟市予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(下水道事業会計)

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国県補助金	内部留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道建設事業	22,394,198,000	7,713,328,390	12,154,966,000	7,936,200,000	3,803,323,000	415,443,000	2,525,903,610		関係機関との調整等による。

(水道事業会計)

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳					不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	出資金	他事業負担金	内部留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	基幹管路更新事業	4,317,144,114	2,167,140,230	1,819,191,000	1,206,000,000	360,992,000	40,000,000		212,199,000	330,812,884		関係機関との調整等による。
		配水支管更新事業	3,892,806,057	2,510,587,857	1,369,192,000	910,000,000	205,054,000	31,000,000		223,138,000	13,026,200		関係機関との調整等による。
		配水支管整備工事	2,341,330,669	1,286,899,058	759,572,000				389,059,000	370,513,000	294,859,611		他事業体工事との工程調整等による。
		浄水場施設更新工事	792,647,000	716,355,323	60,500,000					60,500,000	15,791,677		部品調達の違い等による。
		庁舎空調設備改修工事	21,472,000		21,472,000					21,472,000			関係機関との調整による。
計			11,365,399,840	6,680,982,468	4,029,927,000	2,116,000,000	566,046,000	71,000,000	389,059,000	887,822,000	654,490,372		

(病院事業会計)

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金			
1 資本的 支出	1 建設改 良費	建設改良事業	4,166,300,000	2,891,199,837	1,058,400,000	978,400,000	80,000,000	216,700,163		関係機関との調整 等による。

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

(下水道事業会計)

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	内部留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	両川浄化センター機械設備工事	198,000,000	79,200,000	118,800,000	59,400,000	59,400,000				工事現場等での障害による。
		両川浄化センター電気設備工事	68,000,000	27,200,000	40,800,000	20,400,000	20,400,000				工事現場等での障害による。
計			266,000,000	106,400,000	159,600,000	79,800,000	79,800,000				

(水道事業会計)

(単位 円)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						内部留保資金				
1 事業費	1 営業費用	中部エリア基幹管路更新整備工事基本設計業務	45,100,000		45,100,000		45,100,000			関係機関との調整による。
		浄水設備修理工事	1,485,000		1,485,000		1,485,000			部品調達の遅れによる。
		配水場地盤調査業務	10,285,000		10,285,000		10,285,000			施工内容の変更に伴う工程調整による。
		新潟大橋添架配水管塗装工事	221,430,000	25,892,752	195,537,248		195,537,248			関係機関との調整による。
		水管橋更新工事基本設計業務	12,474,000		12,474,000		12,474,000			関係機関との調整による。
		配水管撤去工事	17,930,000	11,871,221	6,058,779		6,058,779			関係機関との調整による。
		水管橋撤去工事基本設計業務	19,140,000		19,140,000		19,140,000			関係機関との調整による。
計			327,844,000	37,763,973	290,080,027		290,080,027			